通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)(附則第十二条関係)

2 (略)	2 (略)
九·十 (略)	九·十 (略)
務の保証を行うこと。	務の保証を行うこと。
項に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債	号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債
等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一	振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一
発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債 ( 短期社債	発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債 ( 社債等の
八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開	八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開
第二十八条 機構は、第一条の目的を達するため、次の業務を行う。	第二十八条 機構は、第一条の目的を達するため、次の業務を行う。
(業務)	(業務)
現	改正案